

食品流通構造改善 対策債務保証事業の ご案内

食品製造・
販売業者等を
応援します!!

公益財団法人
食品流通構造改善促進機構



1 公益財団法人 食品流通構造改善促進機構とは

公益財団法人食品流通構造改善促進機構は、食品の流通部門の構造改善を促進することを目的として、平成3年10月に農林水産省の許可を得て設立された公益財団法人です。

当機構では、事業者の方が、食品流通構造改善促進法等、特定の法律に基づき認定を受けた事業（対象事業は以下3参照）の実施に必要な資金について、民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう債務保証業務を行っております。

2 当機構の債務保証制度の特徴

(1) 債務保証料率

特定の法律に基づき認定を受けた政策性の高い事業を対象としているため、保証料率は年0.8%を上限としています。

(※) 保証料率はお客様の経営状況等に応じて設定します。上記利率は過去の実績であり、必ずしも当該保証料率を確約するものではありません。

(2) 大型設備投資にも対応した保証限度額、保証期間

保証限度額は1事業者当たり原則として6億5,000万円以下。設備資金の場合、保証期間は最長20年間まで可能であり、大型設備投資にも安心してご利用いただけます。

(参考) 都道府県信用保証協会の一般的な保証限度2億8,000万円（組合の場合4億円）。

(3) 運転資金にも対応

対象事業の維持発展に必要な試験研究費、試作費、市場調査費等、運転資金としての借入も保証対象となります。

(4) 幅広い業種、経営規模の方にも対応

対象事業を実施される方であれば、食品事業者、農林漁業者等幅広い業種の方にご利用いただけます。また、一般の信用保証制度の対象にならない大企業、中堅企業の方もご利用いただけます。

(5) 日本政策金融公庫資金との協調融資にも対応

日本公庫資金との協調融資として民間銀行から調達される設備資金及び運転資金にも本保証制度をご利用いただけます。（日本公庫資金自体は本保証制度の対象外です。）

また、日本公庫農林水産事業の食品流通改善資金（生製提携、生販提携等）を利用される方は、借りに伴い認定を受ける構造改善事業が当機構の債務保証の対象事業に該当するため、公庫資金と併せて債務保証をご利用いただくことが可能です。

(6) A-FIVEの出資(※)を受ける6次化事業体を実施する事業にも対応

A-FIVEの出資の要件である認定総合化事業に基づき、6次化事業体を実施する事業に伴う民間銀行からの設備・運転資金の借入は本保証制度の対象となります。

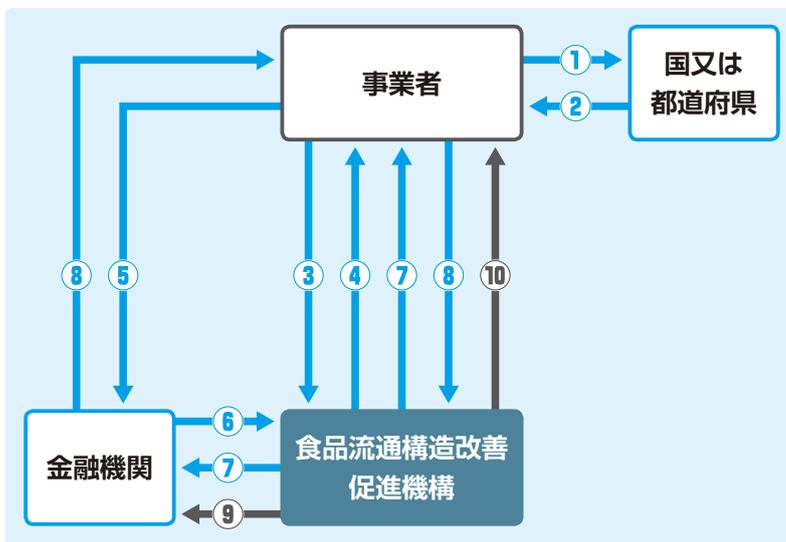
(※) (株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)が出資するサブファンドからの出資を含みます。

3 当機構の債務保証の対象事業

- (1) 食品流通構造改善促進法に基づく認定構造改善事業
- (2) 中心市街地の活性化に関する法律に基づく認定中心市街地食品流通円滑化事業
- (3) 中小企業等経営強化法に関する法律に基づく承認経営革新事業、認定経営力向上事業
- (4) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく認定総合効率化事業
- (5) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく認定地域産業資源活用事業
- (6) 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく承認地域経済牽引事業
- (7) 中小事業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）に基づく認定農商工等連携事業
- (8) 米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づく認定生産製造連携事業
- (9) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）に基づく認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業

4 債務保証のしくみ

債務保証の事務手続きの流れは以下のとおりとなります。



債務保証契約まで (①～⑧)

- ①対象事業の計画認定申請
- ②対象事業の計画認定・通知
- ③債務保証仮申込書の提出
(金融機関経由でも可)
- ④債務保証の承諾通知
- ⑤債務保証委託申込書の提出
- ⑥債務保証委託申込書、債務保証申込書の提出
- ⑦(事業者へ) 債務保証承諾書の交付、(金融機関へ) 債務保証書の交付
- ⑧債務保証契約の締結

返済が出来なくなった場合 (⑨～⑩)

- ⑨(機構による) 代位弁済
- ⑩債権回収

5 当機構の債務保証制度の概要

(1) ご利用いただける方

上記3の対象事業を実施される方。
ただし、ご利用いただく方が、以下に該当する場合、既存の信用保証制度による債務保証が困難な場合に限られますので、個別にご相談ください。

- 中小企業者等（ただし、認定構造改善事業を実施する場合に限る）
- 農林漁業者

(2) 対象となる資金

対象事業の実施に必要な設備資金（土地含む）並びに同事業の維持発展に必要な試験研究費、試作費、市場調査費等の運転資金

(3) 保証限度額

1事業者当たり6億5,000万円（残高通算）以下

(4) 保証期間

設備資金20年以内（うち据置期間は最長3年）、
運転資金5年以内

(5) 貸付金利

金融機関所定の金利となります。

(6) 担保・連帯保証人

ご相談のうえ決めさせていただきますが、事業内容等により抵当権の設定を行う場合もあります。

(7) 債務保証料

借入金の元本に係る保証残高に対して、保証を受けられる方の経営状況、金利水準等に基づき決定する一定の保証料率（年0.8%以内）を乗じた額となります。

(8) 保証割合

90%以内

（注）保証のご利用にあたっては所定の審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。



6 よくあるご質問 (Q & A)

(Q 1) 債務保証制度を利用するにはどうすればよいですか。

(A 1) 具体的なご相談につきましては、直接またはご相談中の金融機関を通じて当機構までご連絡ください。

(Q 2) 債務保証申込後、どのような審査がありますか。

(A 2) 提出いただいた決算書等の資料に基づき税理士等専門家を交えた審査会を開催し、財務分析や事業の将来性・成長性等総合的な判断をいたします。

(Q 3) 債務保証制度を利用するには費用がかかりますか。

(A 3) 債務保証料を要するほかには費用負担はありません。ただし、申込時等に必要となる会社履歴事項全部証明書、代表者印鑑証明書（いずれも原本が必要）の法務局での取得費用（印紙代）はかかります。

(Q 4) 債務保証料の料率はどのように決まりますか。

(A 4) 基本的には事業者の負担が軽くなるよう料率設定を行っています。具体的には、年 0.8% を上限に、基本料率、保証金額・保証期間による加算料率により算定しております。

(Q 5) 債務の一部繰上償還は可能ですか。

(A 5) 可能です。ただし、融資契約時に金融機関との契約において繰上償還事項を設定する必要があります。

(Q 6) 中小企業者等（注）において利用できる条件とは何ですか。

(A 6) 対象事業の実施に必要な借入が対象となりますが、対象事業のうち「認定構造改善事業」のみをもって債務保証を受けようとする場合は、以下の①から④すべてに該当する必要があります。なお、新設会社の場合は①、②に代えて事業計画書等を提出していただけます。

① 法人設立後5年を経過していること。

② 財務諸表が、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 公認会計士の監査を受けたものであること。

(イ) 当該中小企業社等が会社法第2条第8号の会計参与設置会社であって、財務諸表等が同法第374条第1項の規定に基づき作成されたものであること。

(ウ) 「中小企業の会計に関する指針」（日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会、制定）に基づき作成されたものであって、その旨税理士等により確認されたものであること。

③ 債務保証の対象資金が主取引銀行の借入に係るものであること。

④ 既存の信用保証制度により債務保証が困難であること。

（注）中小事業者等とは下表に該当する会社等になります。

業 種	規 模 ^(※)
製造業、建設業、運輸業など	資本金3億円以下又は従業員 300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員 100人以下
小売業（飲食業含む）	資本金5千万円以下又は従業員 50人以下
サービス業	資本金5千万円以下又は従業員 100人以下

（※）組合の場合は規模に関わらず対象となります。

(Q 7) A 6 ④にいう既存の信用保証制度により債務保証が困難な場合とは何ですか。

(A 7) 保証希望額が信用保証協会の保証限度額を超過する場合や、保証の枠が不足する場合、事業者の企業規模が信用保証協会の対象者要件に合致しない場合等、制度・要件面等から利用が困難な場合などを言います。これらに該当する場合はその旨を書面で提出していただけます。

このほかに、ご不明点等がありましたら、当機構・業務部までお気軽にご相談ください。

7 債務保証事業の対象事業内容と公庫資金

事業の種類	事業の内容	関連する公庫資金	
構造改善事業	食品生産製造提携事業	食品製造業者等と農林漁業者等との契約取引の実施、食品の生産の用に供する施設の整備等	食品流通改善資金 (生産製造提携)
	食品生産販売提携事業	食品販売業者等と農林漁業者等との契約取引の実施、食品の品質管理施設の整備等	食品流通改善資金 (生産販売提携)
	卸売市場機能高度化事業	食品の品質保持施設や物流施設の整備、流通機能の向上や卸売市場業者の資質の向上等卸売市場の機能の高度化	食品流通改善資金 (市場機能高度化)
	食品販売業近代化事業	共同仕入・共同配送の実施、食品の品質保持施設の整備、販売業務施設の整備、食品販売業者の経営の改善等	
	食品商業集積施設整備事業	食品情報の提供等消費者の利便の増進を図る施設を併設した食品販売店舗の集積施設の整備	
	新技術研究開発事業	食品の鮮度保持等の品質管理、品質の優れた食品の開発等食品流通の円滑化に係る新技術の研究開発	
中心市街地食品流通円滑化事業	中心市街地における駐車場、休憩所等の消費者利便性を備えた食品販売店舗の集積施設の整備		
中小企業等経営強化法に基づく経営革新事業若しくは異分野連携新事業分野開拓事業又は経営力向上事業	新商品の開発等経営の相当程度の向上を図る事業、新たな事業分野の開拓を図る事業、経営能力を強化し、経営の向上を図る事業		
流通業務総合効率化事業	輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化、輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化		
地域産業資源活用事業	地域産業資源として指定された農林水産物を原材料とする商品の開発、生産又は需要の開拓		
地域経済牽引事業	地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業		
農工商等連携事業	中小の食品製造業者等と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して新商品の開発・生産又は需要の開拓	農業改良資金	
生産製造連携事業	新用途米穀の生産者、新用途米穀加工品の製造業者及び新用途米穀加工品を原料とする加工品の製造・販売業者が新用途米穀の生産から加工品の製造・販売までの一連の行程の総合的改善を図る事業	食品安定供給施設整備資金 (米穀新用途利用促進)	
総合化事業若しくは研究開発・成果利用事業	農林漁業者等が農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業、又は総合化の促進に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業	農業改良資金	

公益財団法人 食品流通構造改善促進機構 業務部

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル6F

TEL: 03-5809-2176 TEL: 03-5809-2183

URL: <http://www.ofsi.or.jp/>